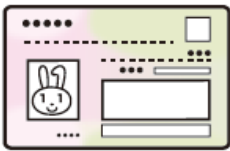


任意継続手続き後の医療機関等の受診方法

● マイナ保険証

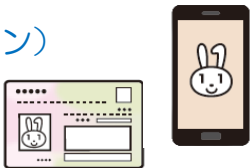
健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を使って、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等で受診することができます。



オンライン資格確認システムを導入していない医療機関等の場合

● マイナ保険証 + マイナポータル資格情報画面（スマートフォン）

マイナポータル資格情報画面（スマートフォン）をマイナ保険証とともに提示いただくことで医療機関等を受診することができます。



● マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ

スマートフォンをお持ちでない方は、「資格情報のお知らせ」（下記参照）をマイナ保険証とともに提示いただくことで医療機関等を受診することができます。



マイナンバーカードをお持ちでないなどマイナ保険証をご利用できない方

● 資格確認書

マイナ保険証を利用できない方が、医療機関等を受診するためのものです。なお、資格確認書の交付には、別途「資格確認書交付申請書」のご提出が必要です。



任意継続に関するQ&A

Q1 「資格情報のお知らせ」とはどのようなものですか。

A： 健康保険に加入されたことをお知らせするもので、記号番号等が記載されています。
なお、「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診することはできません。

資格情報のお知らせ			
記号	01010101	番号	0000001 枝番 00
氏名	協会 太郎		
生年月日	昭和 40 年 10 月 1 日		
資格取得年月日	昭和 60 年 10 月 1 日		
保険者番号	01010016		
保険者名称	全国健康保険協会 北海道支部		

Q2 マイナ保険証が利用できるまでの間に病院に行きたいのですが？

A： マイナ保険証が利用できるまでの間に病院に行きたい場合は、一旦、医療費の全額を負担していただくことになりますが、後日、協会けんぽに療養費支給申請書（立替払）をご提出いただくことで、保険者負担分（医療費の7～9割）の支給を受けることができます。
また、マイナ保険証の手続き完了後に、受診された医療機関にマイナ保険証をご提示いただくことで医療機関の窓口で療養費分の払い戻しを受けられる場合もあります。
医療機関における払い戻しにつきましては、受診された医療機関へご確認くださいませようお願いします。



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

東京都中野区中野4-10-2
中野セントラルパークサウス7階
03-6853-6111（代表）